



2017年5月19日

各 位

株 式 会 社 I H I  
東京都江東区豊洲三丁目1番1号  
代表取締役社長 満岡 次郎  
(コード番号 7013)  
問合せ先 広報・IR部長 馬場 正  
T E L 0 3 - 6 2 0 4 - 7 0 3 0

## 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」という。）の導入に関する議案を、2017年6月23日開催の当社第200回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

- (1) 当社は、2007年6月27日開催の第190回定時株主総会において、取締役に対する長期インセンティブとして、役員を退任し、一定期間経過後に権利行使をすることができるタイプの株式報酬型ストックオプション制度の導入のご承認をいただきました。このたび、当社が設置する報酬諮問委員会の審議および答申を踏まえ、株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、取締役と株主の皆さまの価値の共有を一層強固なものとするため、取締役が在任中から当社株式を中長期的に保有することを可能とするべく本制度を導入いたします。
- (2) 本制度に基づく取締役の報酬は、株価に連動するという性質を持つだけでなく、当社の中長期的な業績に応じて給付されることにもなります。このような効果を有する本制度を導入することによって、取締役の報酬と、当社株式の価値および当社の中長期的な業績との連動性をより大きくし、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた取締役の貢献意欲をより一層高めることに資すると考えております。  
なお、本制度の導入に伴い、今後は、株式報酬型ストックオプション制度に基づく新規のストックオプションの付与は行なわないことといたします。

## 2. 取締役の報酬等の決定に関する方針

### (1) 取締役の報酬の決定に関する基本方針

- ① 当社および当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念・グループビジョンならびにグループ経営方針に則した職務の遂行を最大限に促し、また具体的な経営目標の達成を力強く動機付けるものとする。
- ② 年度の業績と連動する年次インセンティブ（業績連動賞与）、および広くステークホルダーとの価値観を共有することを目的とした中長期的な業績や企業価値と連動する中長期インセンティブ（業績連動型株式報酬）の割合を適切に設定することにより、健全な企業家精神の発揮に資するものとする。
- ③ 「人材こそが最大かつ唯一の財産である」との経営理念のもと、当社の経営環境および当社が担う社会的役割や責任等を勘案した、当社役員に相応しい処遇とする。

### (2) 報酬水準および報酬構成割合

- ① 外部専門機関による客観的な報酬市場調査データを定期的に測定し、適切な報酬水準に設定する。
- ② 当社の事業の性質やインセンティブ報酬の実効性等を考慮して、a「固定の基本報酬の額」、b「目標業績を達成した場合に支給される年次インセンティブ（業績連動賞与）の額」、c「目標業績を達成した場合に交付される中長期インセンティブ（業績連動型株式報酬）の価値」の割合を、概ね60%：20%：20%となるように設定する。

### (3) インセンティブ報酬の仕組み

- ① 年次インセンティブとして每期支給する金銭の額は、業績目標を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～200程度で変動するものとする。業績評価指標は、株主との利害共有を目的とした「株主に帰属する連結当期純利益」、「グループ経営方針2016」で重視する収益性（「連結営業利益率」ならびに「担当事業領域の営業利益率」）、「役員ごとのミッションに応じた個別評価指標」等とし、経営環境や各役員の役割の変化等に応じて適宜見直しを検討することとする。
- ② 中長期インセンティブとして每期交付する株式の数は、業績目標を達成した場合に交付する数を100とすると、その達成度に応じて概ね0～150で変動するものとする。業績評価期間は将来の3事業年度とし、業績評価期間開始事業年度において業績評価期間最終事業年度の業績目標を設定する。

業績評価指標は「グループ経営方針2016」で重視する業績指標である連結ROIC（投下資本利益率）とし、グループ経営方針の見直しに応じて適宜変更を検討することとする。

### (4) 報酬決定の手続き

取締役の報酬に関する事項は、その妥当性と客観性を確保するため、当社が任意に設置する報酬諮問委員会（社外取締役3名、社外監査役1名、人事担当取締役および財務担当取締役の計6名にて構成し、委員長を社外取締役とする）における審議・答申を経て、取締役会で決定しております。

### 3. 本制度に係る報酬等の額および内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、2015年6月25日開催の第198回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬総額（年額10億9,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）とは別枠として、当社が設定した信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて、概要、以下の方法で取締役に当社普通株式（以下、「当社株式」という。）および当社株式の時価に相当する額の金銭（当社株式とあわせて、以下、「当社株式等」という。）を給付する制度です。

##### ① 本信託による当社株式の取得

本信託は、取締役に対して当社株式等を給付するために、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を取得する。

##### ② 取締役に對するポイントの付与

当社は、取締役に対して、当社が定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に従って、毎年、当社株式等を給付するための基礎となるポイントが付与する。

##### ③ ポイントの調整

このようにして付与されたポイントは、ポイントが付与する日が属する事業年度を初年度とする連続する3事業年度（以下、「業績評価期間」という。）が経過した後、当社取締役会で定める所定の業績指標（当初は「連結ROIC（投下資本利益率）」の採用を予定。）の達成度に従って調整される。

##### ④ 取締役に對する当社株式等の給付

本信託は、取締役（上記②のポイント付与の対象者であったものの、その後に退任した者を含む。）に対して、このようにして調整された後のポイントの数に相当する当社株式等を給付する。

#### (2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、ポイントが付与する日が属する事業年度のいずれかの時点において当社の取締役（社外取締役を除く。）の地位を有し、または有していた者です。

#### (3) 本制度の期間

本制度について、特定の終了期日は定めません。本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了します。

#### (4) 当社が本信託に拠出する金銭の額の上限

当社は、毎事業年度、事業年度の開始の時から終了の時までの期間（以下、「対象職務執行期間」という。）の職務執行に係る取締役への報酬として、4億5,000万円を上限として金銭を拠出し、所定の要件を満たす取締役（ポイント付与の対象者であったものの、その後に退任した者を含む。以下、本項において同じ。）が受益者となる本信託を設定します。

また、当社は、初年度以降の各対象職務執行期間においても、それぞれの期間において、4億5,000万円を上限として本信託に追加で金銭を拠出します。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の4億5,000万円を上限とする金銭(取締役に対して当社株式等を給付するための、当社株式の取得資金に充当される。)のほか、信託報酬その他の諸費用の見込み額を合わせた金額となります。なお、当社は、当社の執行役員を対象として、本制度と同趣旨の制度を導入することを予定しています。

ただし、上記のような追加拠出を行なう場合において、信託財産内に、既に終了した業績評価期間に係る給付に対応するものとして本信託が保有する当社株式(取締役に付与された確定ポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除き、以下、「残存株式」と総称する。)が残存するときは、追加信託を行なうに際しての上限額(4億5,000万円)から、残存株式の価額(当該追加信託を行なう旨を決定する日の前営業日の時価相当額で金額換算する。)を控除します。

#### (5) 本信託が取得する当社株式の数および取得方法

本信託は、各対象職務執行期間において、下記(6)で取締役に付与された基礎ポイントにつき、その調整係数が最大の値となったと仮定した場合の確定ポイントに相当する数(ただし、本信託が、残存株式として当社株式を保有する場合には、その数を控除した数。)を上限として、当社株式を取得します。本信託による当社株式の取得は、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行ないます。

<ご参考>2017年3月31日の東京証券取引所における当社株式の終値(351円)を前提とすると、上記(4)に記載した信託に拠出する金額の上限額を拠出した場合、本信託が取得する株式の数は、1,282,000株、(1単元未満の株式は切り捨てている。)となります。

#### (6) 取締役に給付される当社株式等の数および額の算定方法およびその上限

当社は、取締役に對して、株式給付規程に基づき、各対象職務執行期間が開始した後遅滞なく、役員等を勘案して定まる数のポイント(以下、「基礎ポイント」という。)を付与します。基礎ポイントは、業績評価期間の終了後に、当社取締役会で定める所定の業績指標(当初は「連結ROIC(投下資本利益率)」の採用を予定。)の達成度に応じて、あらかじめ当社取締役会で定めた調整係数を乗じることにより調整されます(以下、このようにして調整されたポイントを、「確定ポイント」という。)。このような調整が行なわれた後に、当社取締役に對して、確定ポイント1個につき、当社株式1株に相当する当社株式等が給付されることとなります。取締役に付与される確定ポイントの数の上限(以下、「付与上限ポイント数」という。)は合計で、各対象職務執行期間につき1,500,000個(これは、当社普通株式1,500,000株に相当する。)とします。

ただし、本定時株主総会にてご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与されるポイントの数の上限、既に付与されたポイントの数ならびにポイントと当社株式の換算比率について合理的な調整を行ないます。なお、本定時株主総会にて、当社株式10株を1株に併合する(以下、「本株式併合」という。)ことについてのご承認をお願いする予定となっております。(本株式併合に関する詳細につきましては、本日付「単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ」をご確認ください。)本株式併合につきご承認をいただき、その効力が発生した場

合、それまでに付与された基礎ポイントの数は、これに10分の1を乗じた数に調整されます。また、付与上限ポイント数も、150,000個（これは、本株式併合の効力発生後の150,000株に相当します。）に調整されます。

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役は、各対象職務執行期間の終了後、所定の時期に受益者確定手続を行なうことにより、本信託から、当該対象職務執行期間に係る確定ポイントの数に応じた当社株式等の給付を受けます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社の経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

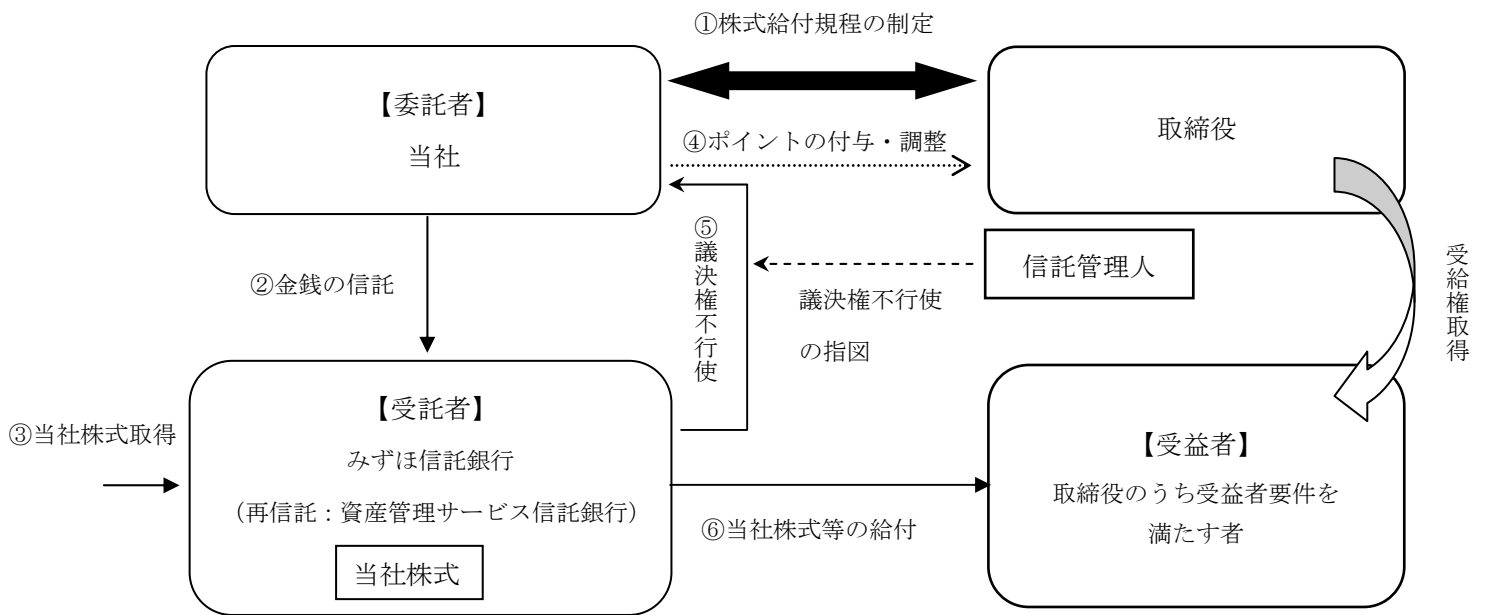
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。

以上

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本定時株主総会にて、承認を受けた範囲内において、「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本定時株主総会にて承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき、各対象職務執行期間に関して取締役のポイントを付与します。なお、取締役に付与されたポイントは、当該対象職務執行期間に係る業績評価期間（対象職務執行期間を初年度とする連続する3事業年度）の終了後に、その業績に応じて、予め定められた調整係数を乗じることによって調整されます。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を一律に行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、業績評価期間が終了した後、一定の期日に、取締役のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与され、調整されたポイント数に応じた当社株式または当社株式の時価に相当する額の金銭を給付します。